

年企発0818第1号
令和2年8月18日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公印省略)

厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令の施行に伴う
厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金の事務処理等について

今般、厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令（令和2年政令第246号。以下「上限改正政令」という。）が令和2年9月1日から施行されることに伴い、厚生年金保険の標準報酬月額等級の上限を見直すとともに、上限改定政令附則第2条第1項の規定により、令和2年9月の標準報酬月額が62万円であって、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が63万5千円以上である者の標準報酬月額については、日本年金機構が、新たに設けられた第32級の標準報酬月額へ改定することとされているところである。

厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金に関する改正事項及びこれに伴う事務処理については下記のとおりとするので貴管下の基金等に対し御指導願いたい。

記

1. 厚生年金基金制度について

厚生年金基金の標準給与については、原則として厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額の例によることとされているところであり、令和2年9月1日以降標準報酬月額が8万8000円から65万円までの32等級に改められるため、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令第17条に定める標準給与の基

準について改定後の等級につきご留意願いたい。

なお、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法第128条の規定により、事業主は加入員に関する標準報酬の決定又は改定につき通知があったときは速やかにその通知があった事項を厚生年金基金に届け出ることとされているため、各厚生年金基金は、対象となる加入員の標準給与の改定が、日本年金機構から通知された標準報酬の変更と齟齬がないよう確認すること。

また、今般の施行に伴い、固定的賃金の変動がありながら、標準給与の等級に2等級以上の差が生じないために随時改定の対象とならない場合については特例的な随時改定を行うこととし、具体的な取扱いは別添の厚生年金保険等通知を参考とされたい。

2. 確定給付企業年金について

確定給付企業年金において厚生年金保険の標準報酬を用いている場合の規約変更については、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第7条第1項第4号及び第5号に該当し、厚生労働大臣への届出が必要であること。

3. 確定拠出年金について

確定拠出年金において厚生年金保険の標準報酬を用いている場合の規約変更については、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第5条第1項に該当し、厚生労働大臣の承認を受ける必要があること。

年発 0814 第1号
令和2年8月14日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令の
公布について

厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令（令和2年政令第246号）が本日公布され、令和2年9月1日に施行することとされたので通知する。

政令の内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただきとともに、
実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遗漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 政令の概要

- (1) 令和2年9月以後の厚生年金保険の標準報酬月額について、現在の最高等級（第31級・62万円）の上にさらに1等級（第32級・65万円）を加える改定を行う。（第1条関係）
- (2) 標準賞与額の最高限度額を150万円（現行と同額）と定める。（第2条関係）

第二 施行期日等

- (1) 本政令は、令和2年9月1日から施行する。（附則第1条関係）

(2) 経過措置

本政令の施行の日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者のうち、令和2年9月の標準報酬月額が62万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が63万5千円未満であるものを除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第1条の規定により読み替えられた法第20条第1項の

規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、同日において実施機関が改定するものとし、改定された標準報酬月額は、令和2年9月から令和3年8月までの各月の標準報酬月額とする。(附則第2条関係)

厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年八月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百四十六号

厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令

内閣は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号）第二十条第二項、第二十四条の四第一項及び第二百条の十五の規定に基づき、この政令を制定する。

（令和二年九月以後の標準報酬月額の等級区分の改定）

第一条 令和二年九月以後の厚生年金保険法（以下「法」という。）の標準報酬月額については、法第

二十条第一項の表中

第三一級 六二〇、〇〇〇円以上

第三一級	六二〇、〇〇〇円
第三二級	六五〇、〇〇〇円

とあるのは、

〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満

と読み替えて、法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（法第二十四条の四第一項の政令で定める額）

第二条 令和二年九月以後の法第二十四条の四第一項の政令で定める額は、百五十万円とする。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和二年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者のうち、令和二年九月の標準報酬月額が六十二万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が六十三万五千円未満であるものを除く。）の標準報

酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定により読み替えられた法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、同日において実施機関（法第二条の五第一項に規定する実施機関をいう。第四項において同じ。）が改定するものとする。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、令和二年九月から令和三年八月までの各月の標準報酬月額とする。

3 前二項の規定は、法第四十六条第一項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、第一項中「厚生年金保険の被保険者の資格を取得して」とあるのは、「法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当して」と、「厚生年金保険の被保険者の資格を有する」とあるのは、「当該要件に該当する厚生年金保険の被保険者であつた七十歳以上の」と読み替えるものとする。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による実施機関（厚生労働大臣に限る。）の標準報酬月額の改定に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十七条第一項第一号中「係る事務」とあるのは、「係る事務（厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令（令和二年政令第二百四十六号）附則第二条第四項に規定する事務を含む。）」とする。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

保 発 0817 第 1 号
年 管 発 0817 第 1 号
令 和 2 年 8 月 17 日

日本年金機構理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 險 局 長
(公 印 省 略)
厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び
隨時改定の取扱いについて」の一部改正について

健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随时改定の取扱いについては、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随时改定の取扱いについて」（昭和 36 年 1 月 26 日付け保発第 4 号）等により取り扱ってきたところであるが、厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令（令和 2 年政令第 246 号）が令和 2 年 9 月 1 日より施行され、厚生年金保険の標準報酬月額等級の上限が見直されることに伴い、同通知の一部を改正し、同日から適用することとしたので、その適用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

2 の (1) のイ中「第 30 級」を「第 31 級」に、「63万5,000円」を「66万5,000円」に改め、同エ中「第 31 級」を「第 32 級」に、「63万5,000円」を「66万5,000円」に、「第 30 級」を「第 31 級」に改める。

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び隨時改定の取扱いについて（昭和36年1月26日保発第4号）

新 旧 対 照 表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 随時改定</p> <p>(1) 標準報酬月額の随時改定は、次の各項のいずれかに該当する場合に行なうこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 健康保険第49級又は厚生年金保険第31級の標準報酬月額にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定期額が健康保険141万5,000円以上又は厚生年金保険<u>66万5,000円</u>以上となった場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 健康保険第50級又は厚生年金保険第32級の標準報酬月額にある者の報酬月額(健康保険にあっては報酬月額が141万5,000円以上、厚生年金保険にあっては報酬月額が<u>66万5,000円</u>以上である場合に限る。)が降給したことにより、その算定期額が健康保険第49級又は厚生年金保険第31級以下の標準報酬月額に該当することとなった場合</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 随時改定</p> <p>(1) 標準報酬月額の随時改定は、次の各項のいずれかに該当する場合に行なうこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 健康保険第49級又は厚生年金保険第30級の標準報酬月額にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定期額が健康保険141万5,000円以上又は厚生年金保険<u>63万5,000円</u>以上となった場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 健康保険第50級又は厚生年金保険第31級の標準報酬月額にある者の報酬月額(健康保険にあっては報酬月額が141万5,000円以上、厚生年金保険にあっては報酬月額が<u>63万5,000円</u>以上である場合に限る。)が降給したことにより、その算定期額が健康保険第49級又は厚生年金保険第30級以下の標準報酬月額に該当することとなった場合</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p>

年管管発 0817 第 3 号
令和 2 年 8 月 17 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令の
施行に伴う標準報酬月額の改定に係る特例的な取扱いについて

厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令（令和 2 年政令第 246 号。以下「上限改定政令」という。）が令和 2 年 9 月 1 日から施行されることに伴い、厚生年金保険の標準報酬月額等級の上限を見直すとともに、上限改定政令附則第 2 条第 1 項の規定により、令和 2 年 9 月の標準報酬月額が 62 万円であって、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が 63 万 5 千円以上である者の標準報酬月額については、日本年金機構（以下「機構」という。）が、新たに設けられた第 32 級の標準報酬月額へ改定することとされている。

標準報酬月額の改定については、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和 36 年 1 月 26 日付け保発第 4 号。以下「昭和 36 年通知」という。）等により取り扱っているところであるが、被保険者に固定的賃金の変動がありながら、標準報酬月額に 2 等級以上の差が生じないために随時改定の対象とならず、機構に被保険者報酬月額変更届の提出がされないこと等により、実際に被保険者が受けている報酬と令和 2 年 9 月に適用される標準報酬月額との間に乖離が生ずる場合がある。

このため、当該乖離の解消を目的として、このような者については、令和 2 年 9 月において、下記のとおり特例的な随時改定を行うこととするので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

機構は、次の 1 及び 2 のいずれかに該当する者について申し出があった場合は、被保険者報酬月額変更届等の提出を受けることにより、同年 9 月に、当該者に係る標準報酬月額の随時改定を行うこととする。

1. 次のいずれかに該当する者

(昭和 36 年通知 2 (1) イ又はエに係る特例的な随時改定)

(1) 令和 2 年 8 月の標準報酬月額の算定の基礎となった報酬月額が 63 万 5 千円未満であって、同年 5 月に固定的賃金の変動があり、同月から同年 7 月までの 3 か月間に支給された報酬を算定の基礎とした報酬月額が 66 万 5 千円以上である者

(2) 令和 2 年 8 月の標準報酬月額の算定の基礎となった報酬月額が 66 万 5 千円以上であって、同年 5 月に固定的賃金の変動があり、同月から同年 7 月までの 3 か月間に支給された報酬を算定の基礎とした報酬月額が 60 万 5 千円以上 63 万 5 千円未満である者

(3) 令和 2 年 8 月の標準報酬月額の算定の基礎となった報酬月額が 66 万 5 千円以上であって、同年 6 月に固定的賃金の変動があり、同月から同年 8 月までの 3 か月間に支給された報酬を算定の基礎とした報酬月額が 60 万 5 千円以上 63 万 5 千円未満である者

2. 次のいずれかに該当する者

(昭和 36 年通知 2 (4) イ又はウに係る特例的な随時改定)

(1) 令和 2 年 6 月の標準報酬月額の算定の基礎となった報酬月額が 60 万 5 千円未満であって、同年 4 月に固定的賃金の変動があり、同月から同年 6 月までの 3 か月間に支給された報酬を算定の基礎とした報酬月額が 66 万 5 千円以上であり、同年 4 月から 6 月までの 3 か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に、令和元年 7 月から令和 2 年 6 月までの間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額から算出した報酬月額が 60 万 5 千円以上 63 万 5 千円未満である者

(2) 令和 2 年 7 月の標準報酬月額の算定の基礎となった報酬月額が 60 万 5 千円未満であって、同年 5 月に固定的賃金の変動があり、同月から同年 7 月までの 3 か月間に支給された報酬を算定の基礎とした報酬月額が 66 万 5 千円以上であり、同年 5 月から 7 月までの 3 か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に、令和元年 8 月から令和 2 年 7 月までの間に受けた非固定的賃

金の月平均額を加えた額から算出した報酬月額が 60 万 5 千円以上 63 万 5 千円未満である者

- (3) 令和 2 年 6 月の標準報酬月額の算定の基礎となった報酬月額が 66 万 5 千円以上であって、同年 4 月に固定的賃金の変動があり、同月から同年 6 月までの 3 か月間に支給された報酬を算定の基礎とした報酬月額が 57 万 5 千円未満であり、同年 4 月から 6 月までの 3 か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に、令和元年 7 月から令和 2 年 6 月までの間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額から算出した報酬月額が 60 万 5 千円以上 63 万 5 千円未満である者
- (4) 令和 2 年 7 月の標準報酬月額の算定の基礎となった報酬月額が 66 万 5 千円以上であって、同年 5 月に固定的賃金の変動があり、同月から同年 7 月までの 3 か月間に支給された報酬を算定の基礎とした報酬月額が 57 万 5 千円未満であり、同年 5 月から 7 月までの 3 か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に、令和元年 8 月から令和 2 年 7 月までの間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額から算出した報酬月額が 60 万 5 千円以上 63 万 5 千円未満である者